

岩手県告示第 856 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 12 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 281 号
- 2 供用開始の区間 岩手郡葛巻町葛巻第 20 地割字堀ノ内 8 番 11 地先から第 19 地割字鴨川 50 番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 12 月 16 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - (2) 期間 平成 20 年 12 月 16 日から平成 21 年 1 月 16 日まで